

平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令要綱

第一 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（本則関係）

第二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。（附則関係）